

2017 水防法

**横浜新都市ビル
避難確保・浸水防止計画**



平成 29 月 11 月 5 日

横浜新都市ビル共同防火・防災管理協議会

【目 次】

第1条	計画の目的	-----	1
第2条	計画の対象範囲	-----	
第3条	計画の適用範囲	-----	
第4条	協議会設置	-----	
第5条	自衛水防組織の設置	-----	
第6条	対策本部	-----	2
第7条	連絡体制等の配備基準	-----	
第8条	情報収集	-----	
第9条	浸水防止に関する警戒活動	-----	3
第10条	避難誘導	-----	
第11条	防災教育	-----	4
第12条	水害対策訓練	-----	
第13条	避難確保及び浸水防止を図るための施設及び資機材の整備	-----	5

【添付資料等】

- 別添1 横浜新都市ビル共同防火・防災管理協議会会員名簿
別添2 横浜新都市ビル自衛水防組織活動要領
 別表1 横浜新都市ビル自衛水防組織の各班の主な業務内容
 別表2 自衛水防組織装備品リスト
別添3 横浜新都市ビル自衛水防組織体系図
別添3-2 そごう横浜店管理部分自衛水防隊編成表
別添3-2② 横浜新都市センター管理部分自衛水防対編成表
別添3-3 任務分担表
別添4 横浜新都市センター㈱との連絡体制系統図
別添5 気象情報等の入手先一覧
別添6 横浜新都市ビル緊急連絡網（水害時）
 別添6-2 外部機関の連絡先一覧
別添7 横浜新都市ビル避難経路図（1F）
別添7-2 横浜新都市ビル避難経路図（B1）
別添7-3 横浜新都市ビル避難経路図（B2）
別添7-4 横浜新都市ビル避難経路図（B3）
別添8 広報文例
別添9 横浜新都市ビル・スカイビル浸水防止用資機材配置図
 別添9-2 横浜新都市ビルB3 浸水防止用資機材配置図
 別添9-3 止水設備一覧表

横浜新都市ビル避難確保・浸水防止計画

(計画の目的)

- 第1条 この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、横浜新都市ビルの利用者の洪水・内水・高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とします。
- 2 この計画の修正は、軽微な事項については関係者協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、権限を有する者が協議のうえ決定します。

(計画の対象範囲)

- 第2条 この計画の対象範囲は、横浜新都市センター株式会社が所有する横浜新都市ビルとします。

名称	出入口数	敷地面積	地階数	地上階数
横浜新都市ビル	33	19,582 m ²	B3	11F

(2) 横浜新都市ビルに接続する地下街及び接続ビルの状況は次のとおりとなります。

名称	出入口数	敷地面積	地階数	地上階数
地下街ポルタ	29	○○m ²	B3	—
スカイビル	18	○○m ²	B3	30F

※他施設の敷地面積は非公表とします。

(計画の適用範囲)

- 第3条 この計画は、横浜新都市ビルに勤務又は利用する全てのものに適用します。

(協議会設置)

- 第4条 当該ビルの浸水などの災害発生時の対応について事前に協議するため、横浜新都市ビル共同防火・防災管理協議会協議事項第5条に定める協議会（以下「協議会」という）を設置します。
- 2 協議会の構成は、別添1「横浜新都市ビル共同防火・防災管理協議会会員名簿」とおりとします。
- 3 その他、横浜駅東口共同防火防災管理協議会（昭和60年11月設置）において地下街と接続ビル（以下「地下街等」という。）とが相互に協力して地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止の措置を図るために「全体の避難確保・浸水防止計画」を定めているので、実務においては本計画と「全体の避難確保・浸水防止計画」との整合を図りながら、水防対策の運用を図ります。

(自衛水防組織の設置)

- 第5条 洪水時等に、迅速かつ効果的な対応を図るため、別添2「横浜新都市ビル自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置し、予め体制や役割を定めます。

2 体制及び役割

- 体制については、別添3「横浜新都市ビル自衛水防組織体系図」のとおりとし、自衛水防隊を編成して自衛水防隊長を置きます。なお、そごう横浜店の自衛水防隊の編成は、別添3-2「そごう横浜店自衛水防隊編成表」のとおり、横浜新都市センター側管理部分の自衛水防隊の編成は、別添3-3となります。また、主な任務は別添3-4「任務分担表」のとおりとします。
- 3 自衛水防組織の統括管理者及び自衛水防隊長は、株式会社そごう・西武そごう横浜店（以下「そごう横浜店」という。）の総務部長とします。
- 4 自衛水防隊は、横浜新都市ビル防災センターを活動の拠点とします。
- 5 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施します。
- (1) 毎年4月または採用時に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施します。
- (2) 毎年4月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情

報収集・伝達、浸水防止及び避難誘導に関する訓練を実施します。

(対策本部)

第6条 洪水時等に対処するため横浜新都市ビルに「横浜新都市ビル水防対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置します。当該対策本部の体制は、別添4のとおりとし、本部長は、そごう横浜店の店長とします。

2 対策本部設置場所は、横浜新都市ビル防災センターとします。

3 対策本部の解散

洪水時等の危険が解消されたと認められたとき、あるいは応急対策が終了したときに本部長の指示で解散します。

4 対策本部は、横浜駅東口共同防火・防災管理協議会の事務局である横浜新都市センター（株）の水害対策本部（Tel453-2619）と連携を図るものとします。横浜新都市センター（株）との相関を示す連絡体制系統図は別添4のとおりとします。

(連絡体制等の配備基準)

第7条 連絡体制及び対策本部は、次の目安により必要に応じて設置します。

(1) 連絡体制確立の基準

- ア 神奈川県東部又は横浜市域に「大雨・洪水警報」が発表されたとき
- イ 帷子川の内海橋又は元平沼橋に「水位情報（氾濫注意水位）」が発表されたとき
- ウ 横浜に「高潮警報」が発表されたとき

(2) 対策本部設置の基準

- ア 横浜市域に大雨又は高潮の「特別警報」が発表されたとき
- イ 西区内の帷子川水系に「水位情報（避難判断水位又は氾濫危険水位）」が発表されたとき
- ウ 市長又は区長から流域に「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」が発令されたとき
- エ その他、本部長が必要と認めた場合

(3) 活動体制

- ア 連絡体制の場合は、そごう横浜店の総務部、横浜新都市センター（株）営業第一部、横浜新都市ビル防災センター及び横浜駅東口地下駐車場（ビル側）の自衛水防組織の一部の要員が主体となり活動します。ただし、水防統括管理者が必要と認める場合は、自衛水防組織の中から活動要員を指名して増強することとします。
- イ 対策本部設置の場合は、原則として自衛水防組織の全ての要員が被害軽減を図るために活動します。

(情報収集)

第8条 台風の接近や気象注意報等発表の際の情報収集については、次のとおりとします。

(1) 情報収集

浸水の危険性把握のために、次により情報の収集を行う。

ア 収集する情報

- ・気象情報
- ・河川水位情報
- ・行政機関からの情報
- ・被害状況

イ 収集手段

収集手段は次のとおりとし、入手先一覧を別添5に示す。

- ・インターネットによる収集
- ・テレビ、ラジオ等から気象情報を収集する。
- ・地上部の状況及び河川の水位状況を目視で確認する。
- ・行政機関からの情報提供

- ・施設内警戒活動

(2) 情報連絡等

- ア 連絡体制や対策本部設置前において風水害の影響等から、施設への浸水の危険性を感じたり、
 浸水のおそれが認められるときには、速やかに情報を水防統括管理者に報告すること。
- イ 平日営業時間内では自衛水防組織の担当者間で情報を共有し、平日の時間外、夜間・休日等の
 情報連絡は、防災センターから緊急連絡網（別添6参照）で水防統括管理者等へ連絡すること。

（浸水防止に関する警戒活動）

第9条 横浜新都市ビルへの浸水を防止するため、危険度の段階によって対策をとるものとします。

(1) 第1段階 ※通常体制

- ア 参考とする気象情報
 大雨・洪水注意報や局地的な大雨など
- イ 対応する内容
 浸水に備えた準備を行う。
- ウ 対応する人員
 水防統括管理者、自衛水防隊長、防災センター警備員等

(2) 第2段階 ※連絡体制

- ア 参考とする気象情報等
 大雨洪水警報、水防警報、水位情報（氾濫危険水位）など
- イ 対応する内容
 - ①止水板（防潮板）等の設置など、浸水に備えた対応をとります。
 - ②浸水状況の確認を行います。

- ウ 対応する人員
 連絡体制を運用するための必要な要員

(3) 第3段階 ※対策本部体制

- ア 参考とする気象情報等
 避難勧告・避難指示（緊急）、特別警報など
- イ 対応する内容
 全員が避難する。
- ウ 対応する人員
 原則として全社員、従業員等

（避難誘導）

第10条 避難誘導については、次のとおり行います。

(1) 避難誘導の原則

横浜新都市ビルに浸水が予想されたり、また、雨水等が流入してきた場合には、横浜新都市ビルの利用者の避難を最優先に行います。

(2) 避難時期

避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合又は水防統括管理者の判断により避難を開始します。

(3) 避難誘導時の行動

避難誘導時の行動については次の点に注意すること。

- ア 館内放送設備などを使って、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかけます。
- イ エレベータやエスカレータなどの電気設備の利用を絶対に行わないよう周知します。
- ウ あらかじめ決められた避難誘導班が、所定の位置につき、利用者を安全な方法で避難させます。
- エ 災害時要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に配慮する者）を見かけた場合は、

周りの人達の協力を得ながら支援し迅速に避難誘導する。

(4) 避難経路

避難経路並びに安全な避難先については、事前に検討し、避難経路図を館内の目に付きやすい場所に標示します。

なお、避難経路図については、別添7「横浜新都市ビル避難経路図（1F）」、別添7-2「同（B1）」、別添7-3「同（B2）」、別添7-4「同（B3）」に示す。

(5) 避難誘導方法及び留意事項

ア 館内の利用者がパニックにならないように、避難誘導班をはじめ、各班員は落ち着いて行動すること。

イ 浸水による停電が考えられるため、エレベータやエスカレータは絶対に利用せず、また、使用しないように呼びかけること。

ウ 一斉停電に備え、各店舗等には、平常時から懐中電灯等を備えさせておくこと。

エ 要配慮者に配意すること。

(6) 非常放送の内容

周知すべき内容の気象情報を入手した際や、避難勧告などの情報を入手した場合には、別添8「広報文例」を活用し非常放送等を利用して利用者に知らせます。

(防災教育)

第11条 従業員等への防災教育は、次のとおり行います。

(1) 防災教育の計画

従業員等に対し、日頃からの防災に対する心構えや、いざという時の対応方法などを教育し、自主防災への積極的な取り組みを図っていきます。

(2) 防災教育及び研修の時期

従業員等に対して、次の内容を教育する。また、教育を行う時期については次表のとおりとします。

ア 教育内容

- ・避難確保・浸水防止計画の内容の周知徹底
- ・浸水予防の周知徹底
- ・防災体制の周知徹底
- ・水害に関する知識の醸成
- ・その他、施設の防災管理上必要な事項

イ 教育実施時期

時 期	対 象 者	内 容
4月または採用時	新採用の従業員等	避難確保・浸水防止計画の説明
4月	全従業員	<ul style="list-style-type: none">・避難確保・浸水防止計画の周知徹底・浸水対策の周知徹底・防災体制の周知徹底・水害に関する知識の醸成
随時	班別の従業員等	<ul style="list-style-type: none">・各班の任務分担と実施事項の確認・災害対策全般の知識の醸成

(水害対策訓練)

第12条 水害対策訓練については、次のとおり行います

(1) 水害対策訓練の計画

浸水などの被害を防止したり、実際の浸水時に素早い対応を図るため、従業員等を参加させた訓

練を行います。また、地下で接続する地下街や他のビルと共同で訓練を行うほか、各種団体等とも協力して開催します。

(2) 水害対策訓練の内容

ア 勤員訓練

緊急連絡網を通じて所定の場所に勤員する訓練

イ 対策本部設置訓練

対策本部の編成及び人員配備に関する訓練

ウ 浸水防止訓練

排水用、止水用資機材等の取扱いに関する訓練

エ 情報収集伝達訓練

情報の収集方法とその伝達についての訓練

通信機器取扱い訓練

オ 避難訓練と避難誘導訓練

避難するために必要な資機材等の配備と避難誘導方法に関する訓練

災害時要配慮者の避難誘導に関する訓練 など

カ 救出救護に関する訓練

逃げ遅れや負傷者等の救出や救護に関する訓練

(3) 訓練実施時期

時 期	対 象 者	内 容
都度	新採用の従業員等	避難確保・浸水防止計画の説明
4月	全従業員	避難確保・浸水防止計画に基づく訓練
随時	班別の従業員等	役割に応じた訓練

(避難確保及び浸水防止を図るための施設及び資機材の整備)

第13条 施設、資機材の整備等については、次のとおり行います。

(1) 浸水に備えるため、止水板などの施設の整備を行う。

(2) 浸水に備えるため、土のう等の止水用資機材等を準備しておき、保管場所や使用方法について、従業員等に周知する。

2 保有する浸水防止用資機材一覧

横浜新都市ビルが保有する浸水防止用の資機材の一覧は、次表のとおりとします。

<浸水防止用資機材一覧>

浸水防止用資機材	基數等
防潮板	60cm 高×36枚 (最長幅 2,056mm～最短幅 1,340mm)
止水膜 (ウォーターゲート)	35cm 高×5カ所分、50cm 高×2カ所分
土のう	50袋 (2F F2階段横PS室)

3 浸水防止用資機材の設置場所

別添9, 9-2 浸水防止用資機材配置図及び別添9-3 止水設備一覧表のとおり

【附則】

- 平成19年 4月 1日 横浜新都市ビル避難確保計画を作成
- 平成23年 4月 1日 一部改訂する。
- 平成24年 2月 1日 一部改訂する。
- 平成26年 1月 14日 避難確保・浸水防止計画として一部改訂する。
- 平成29年 11月 5日 全部改定する。

横浜新都市ビル共同防火・防災管理協議会会員名簿

役名	事業所等
会長	横浜新都市センター株式会社 常務取締役
副会長	株式会社そごう・西武 そごう横浜店 執行役員横浜店長
副会長	横浜新都市センター株式会社 常務取締役 市民フロア会会长
会員	横浜新都市センター株式会社 営業第一部長
〃	株式会社そごう・西武 そごう横浜店 総務部長
〃	株式会社そごう・西武 そごう横浜店 施設管理担当部長
〃	よみうりカルチャー横浜
〃	ソンノ
〃	ドコモショップ横浜（そごう）店
〃	ギャラリーダダ
〃	フェリーチェ
〃	椿屋カフェ
〃	エステティックサロン ゾシエ
〃	公共住宅賃貸募集センター・高齢者住み替え支援センター・サービス付高齢者向け住宅募集センター
〃	ウイッグ ユキ
〃	保険相談サロンF. L. P
〃	a u ショップ
〃	フォンテーヌ クチュール
〃	横浜東口クローカサービス
〃	横浜信用金庫ATMステーション出張所
〃	僻横浜銀行ATMステーション出張所
〃	ゆうちょ銀行ATMステーション出張所
〃	僻中央労働金庫ATMステーション出張所
〃	三菱東京UFJ銀行ATMステーション出張所
〃	横浜市バス案内所
〃	神奈川中央交通バス案内所
〃	京浜急行バス案内所
〃	モゲチェック・プラザ横浜
〃	P T S クルーズ
〃	ソフトバンクショップ横浜そごう店
〃	てっぺんのはり
〃	エス歯科クリニック
事務局	横浜新都市センター株式会社 防災保安担当部長
〃	横浜新都市センター株式会社 営業第一部 次長
〃	株式会社そごう・西武 そごう横浜店 安全管理担当課長

横浜新都市ビル自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権原者は、洪水時において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、水防統括管理者及び自衛水防隊を置く。
 - (1) 水防統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
 - (2) 水防統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
 - (3) 自衛水防隊に自衛水防隊長を置き、自衛水防隊長は、水防統括管理者の指揮の下に自衛水防隊を統括し指揮する。
 - 3 管理権原者は、統括管理者の代行者を自衛水防隊長と定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
 - 4 自衛水防組織に本部隊、地区隊及び班を置く。
 - (1) 本部隊、地区隊及び班の編成は、計画の別添3、3-2、3-2②のとおりとする。
 - (2) 地区隊には、地区隊長、副地区隊長をおくとともに情報班長、警戒活動班長及び避難誘導班長を置く。
 - (3) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
 - (4) 横浜新都市ビル防災センターを自衛水防組織の活動拠点とする。

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 各事業所の管理権原者（以下「管理権限者」という）は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによって十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、社員や近隣在住の従業員等の非常招集も考慮して組織編成に努めるものとする。
 - 3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
 - (2) 自衛水防組織の装備品については、倉庫等に保管し、必要な点検を行うとともに、点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集、浸水防止、避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1

横浜新都市ビル自衛水防組織の各班の主な業務内容

区分	事柄	対応する班、担当者等	業務活動内容
情報連絡体制	①大雨洪水警報の発表	連絡体制確立	・水防統括管理者から各班に情報連絡体制を確立した旨連絡する。 ・自衛水防隊への情報連絡、対策本部体制移行の準備
	②水位情報(氾濫注意水位)の発表	防災センター情報班	・行政やテレビ、インターネット等から気象情報を入手する。 ・関係機関との連絡調整
		警戒活動班	・浸水に備えて施設点検、水防資機材の準備等を実施する。
対策本部体制	①大雨又は高潮特別警報の発表 ②水位情報(避難判断水位以上)の発表	対策本部設置	・統括管理者から本部隊、地区隊に連絡する。
		統括管理者本部隊	・対策本部の運営、情報の収集、関係機関との連絡調整、方針決定などを行う。 ・非常放送で利用者などに気象などの発表情報を伝える。
		情報班	・引き続き気象情報の入手に努める。 ・地表の降雨の様子や館内への浸水の状況等を監視、各班への連絡などを行う。
		警戒活動班	・降雨状況の確認や水防資機材を設置し、被害発生の抑止対策を実施する。
		避難誘導班	・避難する際に障害となる物件等の除去、経路の確認、避難誘導などを行う。
対策本部体制	①浸水の危険が増してきたとき ②避難勧告・指示(緊急)の発令時	統括管理者本部隊	・対策本部の運営と方針決定 ・情報の収集、周辺事業者及び関係機関との連絡調整、応援職員の派遣など ・非常放送内容の検討と実施、避難誘導の指示
		自衛水防隊長	・避難誘導方法の検討と実施、 ・現場での活動方針の決定など
		情報班	・利用者への情報提供、各班への情報伝達、伝令など
		警戒活動班	・避難する際に障害となる物件等の除去 ・要援護者の避難の介助、応急救護など
		避難誘導班	・避難する際に障害となる物等の除去、経路の確認、避難誘導の実施 ・避難状況の把握と逃げ遅れ等の確認
	施設への著しい浸水等	本部隊	消防署等の公的機関に連絡し応援を求める

別表 2

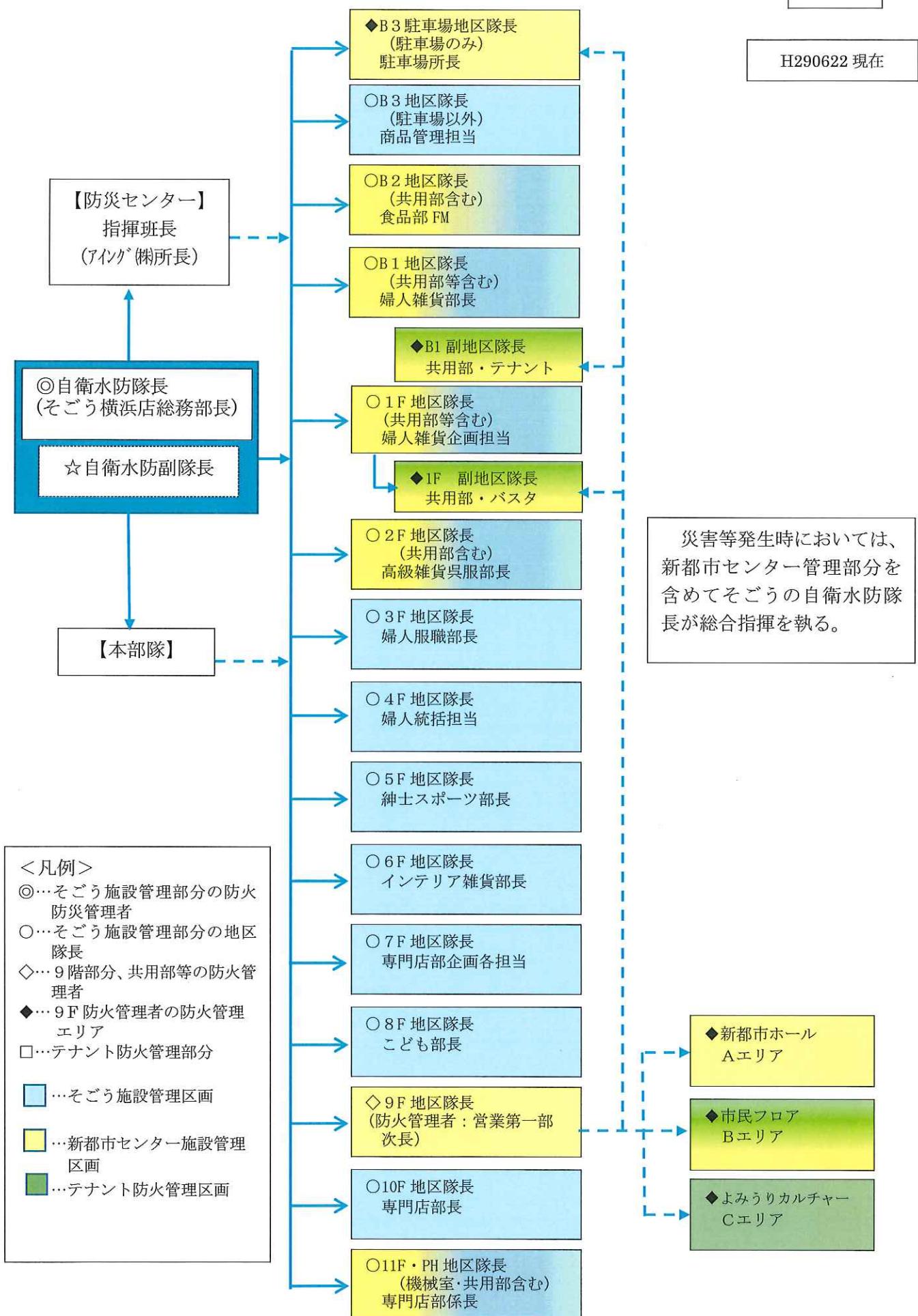
自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
各班共通	非常持ち出し袋、ヘルメット、警笛、ライト類(懐中電灯等)、共通図面など
自衛水防隊	名簿(従業員等)、ラジオ、拡声器、無線機、応急救護用資機材
自水隊情報班	メモ類、携帯用拡声器、メガホンなど
自水隊警戒活動班	携帯用拡声器、メガホンなど
自水隊避難誘導班	携帯用拡声器、メガホン、誘導の標識など

※今後整備する資機材を含む。

横浜新都市ビル自衛水防組織体系図

別添3



そべう横浜店 管理部分 自衛水防隊編成表

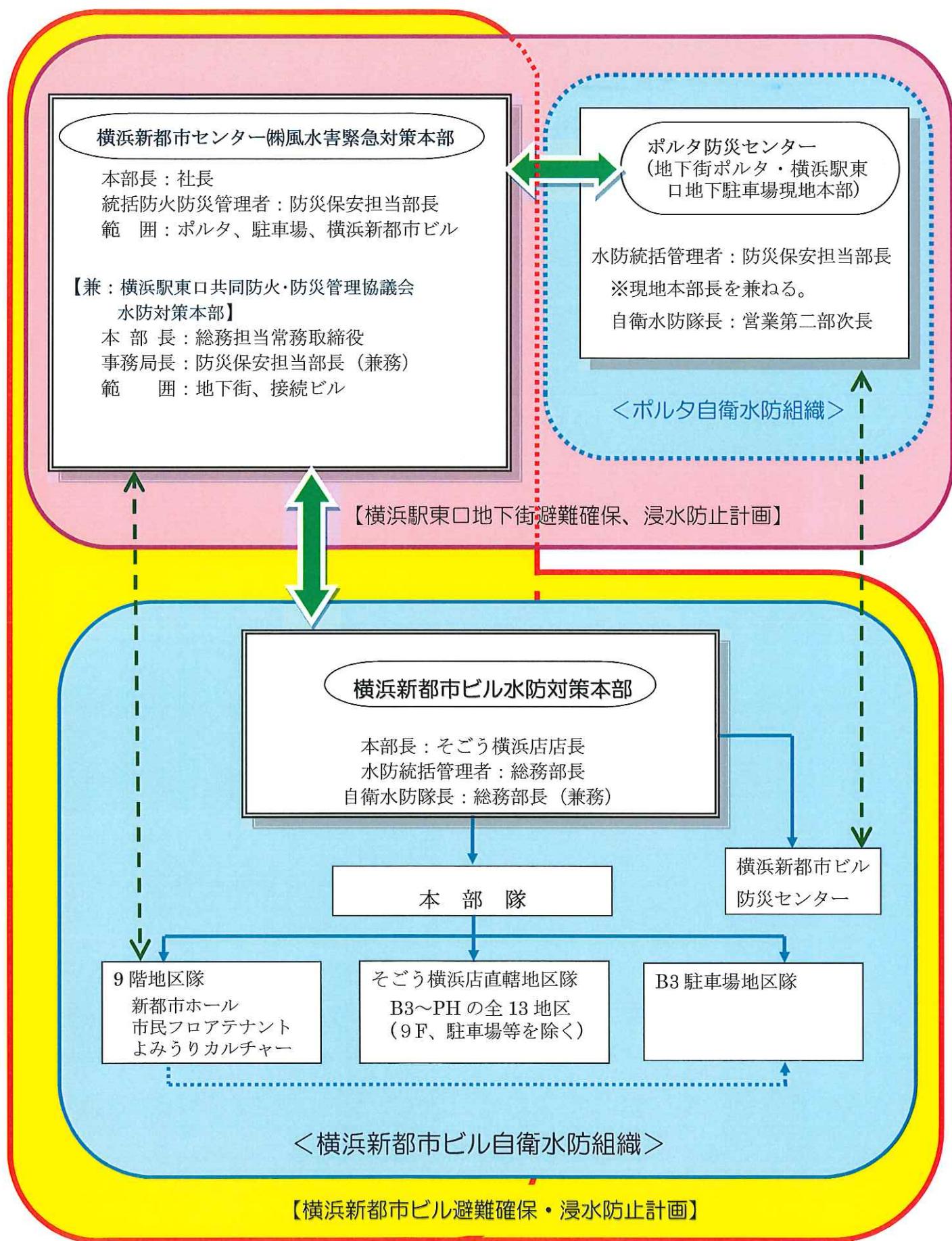
※非公表とします

横浜新都市センター管理部分 自衛水防隊編成表

※非公表とします

任 務 分 担 表

組 織	主 な 任 務 内 容
自衛水防組織統括管理者 (水防統括管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防組織を統括し、活動全般を指揮する。
自衛水防隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防隊の活動を指揮・統括する。
自衛水防隊副隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・状況を掌握し、活動内容を隊長に進言する。また、隊長不在時は職務を代行する。
防災センター	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として統括管理者、自衛水防隊長の指揮の下に活動する。 <p><平日></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位情報や台風状況の収集伝達 ・被害発生が予想される施設の点検監視 ・必要な場合は止水板等の水防資機材を設置支援 ・非常放送（館内放送）の実施 ・避難誘導の実施 ・地下街及び接続ビルとの情報交換 ・その他応急対策の実施 <p><休日、夜間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者等への緊急連絡の実施 ・上位指揮者が不在となる場合は、到着まで水防活動を指揮する。
本部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集や伝達 ・警戒活動、避難指示、誘導灯の判断と指令 ・浸水への対応等の総合指揮 ・浸水状況等の情報を各班へ連絡
各地区隊長	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防隊長の下命事項を実施する。 ・班長及び班員を指揮する。 ・気象情報等を受伝達する。 ・水害発生時に地区内の応急対策を実施する。
情報収集班	<ul style="list-style-type: none"> ・水害の発生に備えて地区隊長や防災センターと連絡を密に保つ。 ・水害発生時に地区内の被害状況を収集し、地区隊長に報告する。 ・避難開始が指示された場合、館内者に速やかに伝達する。
警戒活動班	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水に備え、水防用資機材等を点検し、準備する。 ・施設内の浸水状況を把握し、可能な場合は応急活動を実施する。 ・要配慮者の避難時の介添え
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の確認・点検や拡声器、懐中電灯等の避難活動に必要な資機材を事前に準備し避難誘導に備える。 ・避難が指示された場合、安全を第一に迅速に避難誘導を行う。



気象情報等の入手先一覧

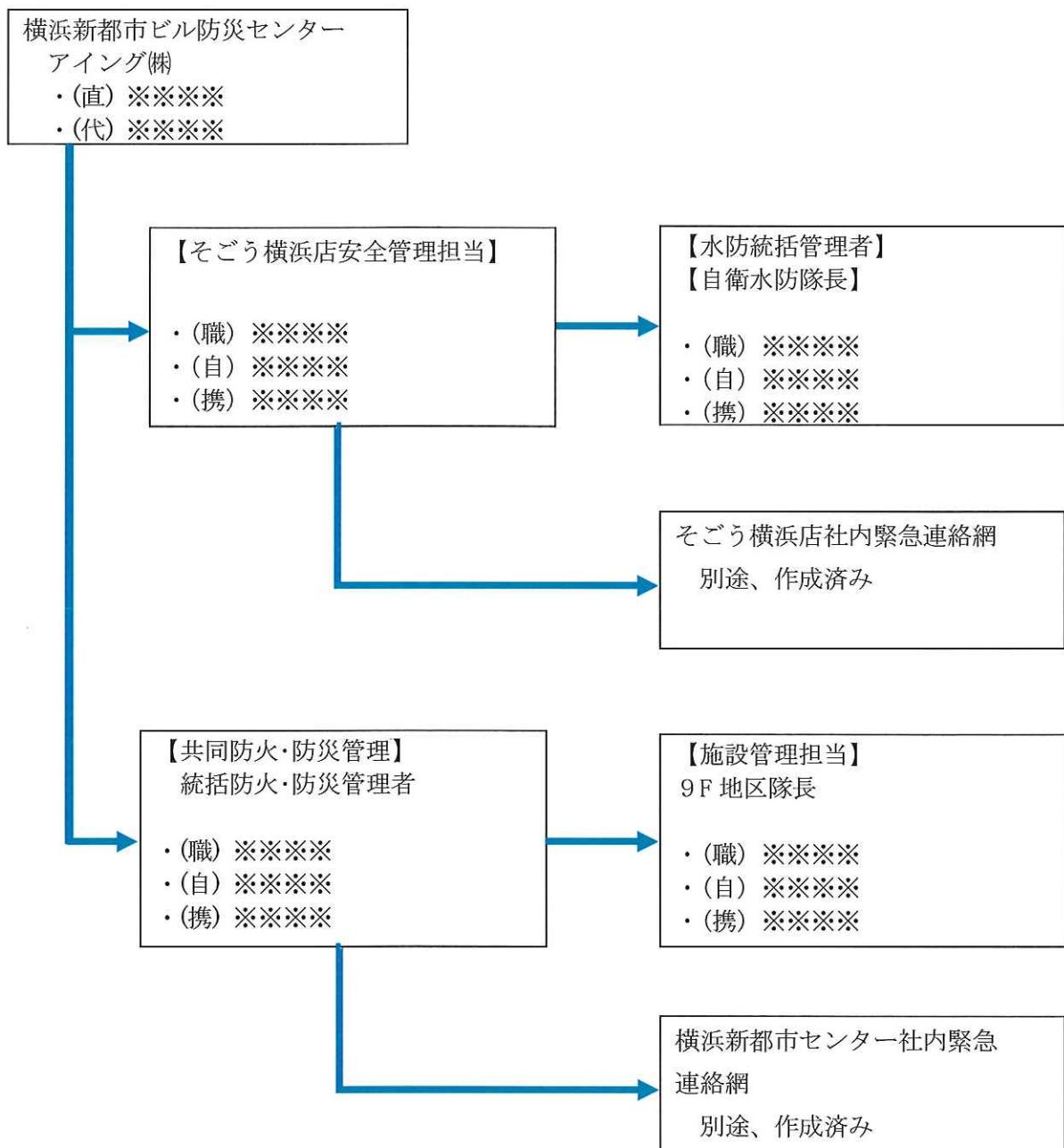
※インターネット・メール等

入手先	情報内容等
1 横浜市危機管理室 HP の防災情報 ※一括して関連情報 入手が可能	<p>◆ http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/information.html</p> <p><災害情報></p> <p>1 警報・注意報 気象警報・注意報、津波警報・注意報 2 天気予報 天気予報、天気図、台風情報 3 水害 雨量（消防局）、川の防災情報（国土交通省）、河川水位、遊水地水位 レインアイよこはま（レーダー雨量情報・環境創造局）、潮位（港湾局）</p> <p>4 積雪情報 積雪の深さ一覧表（気象庁）、積雪の深さ一覧表（横浜市）、アメダス積雪深（気象庁）</p> <p>5 地震 地震情報、横浜市の地震情報（横浜市が設置する強震計情報）</p> <p>6 防災関連データ 防災関連データ</p> <p><ライフライン></p> <p>1 電気 停電情報（東京電力） 2 ガス ガス（東京ガス） 3 水道 断水情報等（水道局） 4 電話通信 NTT 東日本、KDDI 株式会社、NTT ドコモ株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社、ワイモバイル株式会社</p> <p><交通情報></p> <p>1 高速道路、有料道路 高速道路交通情報、渋滞情報、通行止め情報 （東名高速、第三京浜、横浜新道、横浜横須賀道路） 首都高速道路交通情報、渋滞情報 （神奈川 1 号横羽線、神奈川 2 号三ツ沢線、神奈川 3 号狩場線、神奈川 5 号大黒線、湾岸線）</p> <p>2 鉄道運行状況 横浜市営地下鉄、横浜シーサイドライン、東海道新幹線（JR東海） JR東日本、相鉄線、京急線、東急線、横浜高速鉄道みなとみらい線、小田急線、湘南モノレール</p> <p>3 バス運行状況 横浜市営バス、相鉄バス、横浜京急バス、東急バス、小田急バス、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス、江ノ電バス、フジエクスプレス横浜タウンバス、大新東株式会社（路線バス）</p>
2 横浜地方気象台 HP ※気象庁の情報	<p>◆ http://www.jma-net.go.jp/yokohama/5.html</p> <p>1 特別警報・警報・注意報 気象特別警報・警報・注意報、気象情報、海上警報、台風情報、洪水予報、 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、竜巻注意情報</p> <p>2 天気予報 天気予報、週間予報、季節予報、異常天候早期警戒情報、天気分布予報 地域時系列予報、解析雨量・降水短時間予報</p> <p>3 レーダー・アメダス等 天気図、レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）、気象衛星、 アメダス（地図形式 / 表形式）、黄砂情報（実況図 / 予想図）、紫外線情報 潮位観測情報、</p> <p>4 地震・津波・火山 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震情報、東海地震関連情報、 噴火警報・予報、地震解説資料（神奈川県）、降灰予報</p>
3 横浜市防災情報 Eメール ※携帯電話へ配信	<p>◆登録先 entry-yokohama@bosai-mail.jp</p> <p>・気象特別警報・警報・注意報、河川水位情報、土砂災害警戒情報、緊急なお知らせ、 天気予報、その他 が配信される。</p>

横浜新都市ビル緊急連絡網（水害時）

平成 29 年 6 月 27 日現在

※休日、夜間含む

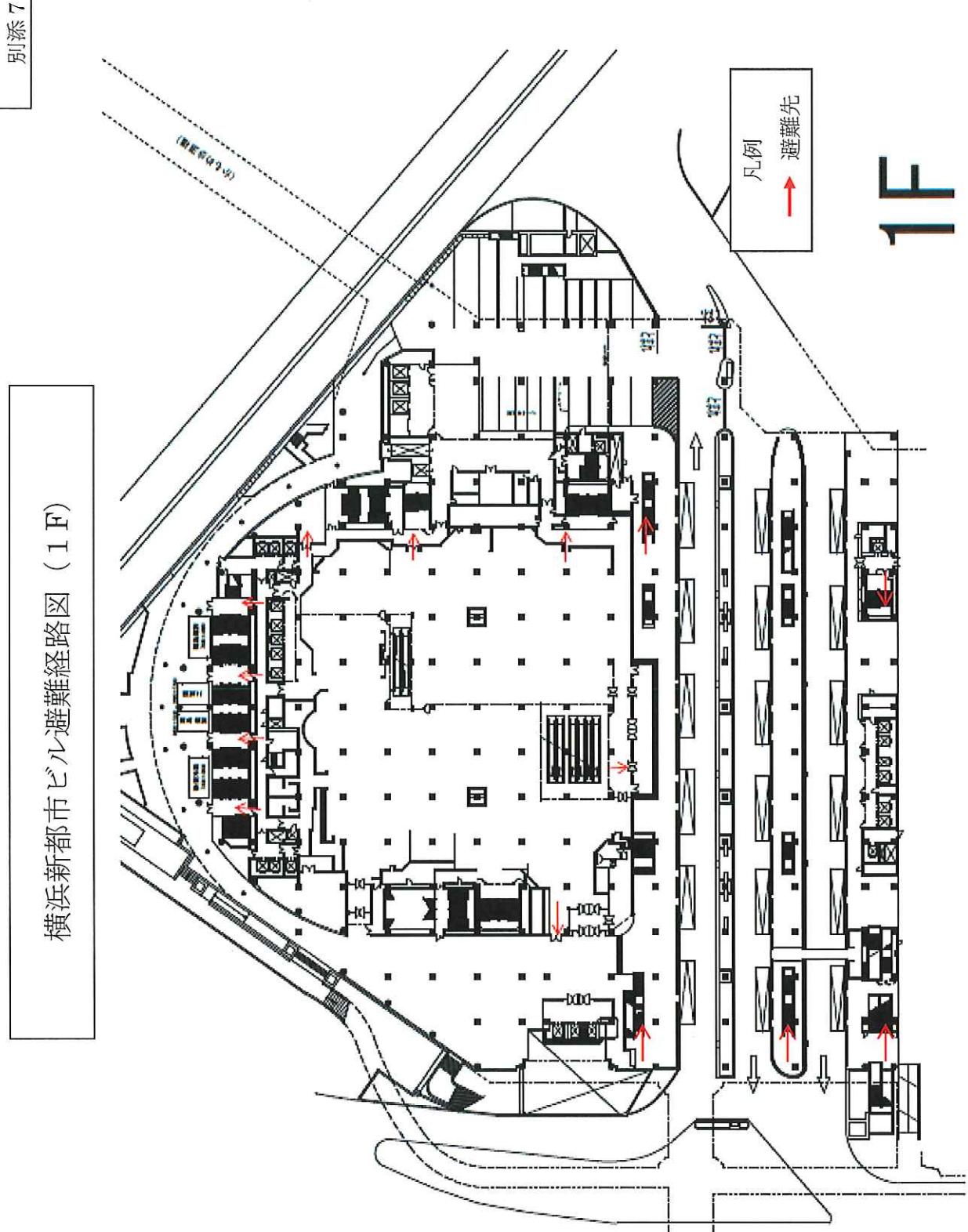


外部機関の連絡先一覧

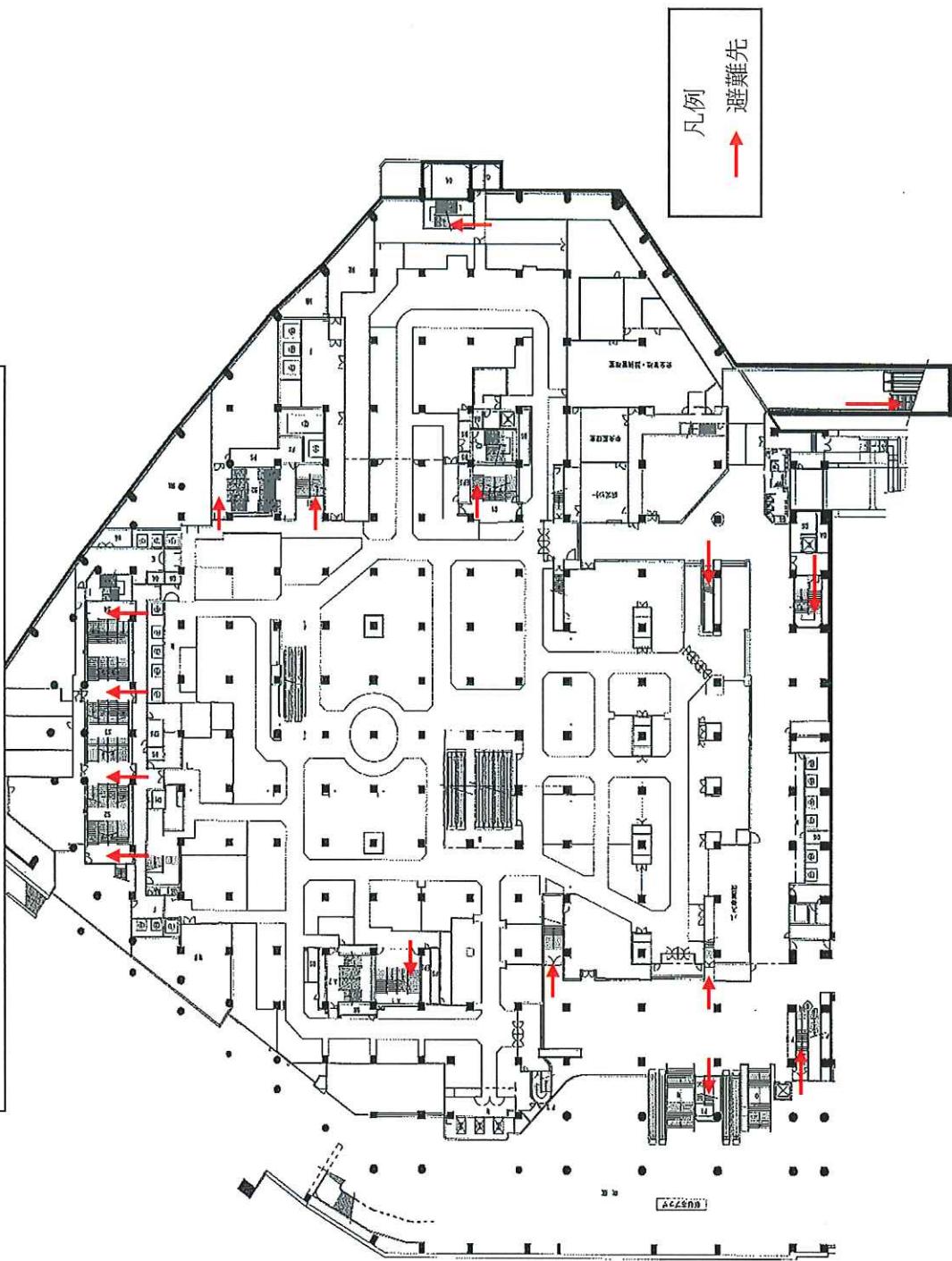
※電話番号は非公表

区分	連絡先	担当部署	担当者等	電話番号	他の手段	備考
消防	西消防署	(代表)	—			
警察	戸部警察署	(代表)	—			
区 関係	西区役所 (区災害対策本部等)	(代表) 総務課	危機管理係長		IP電話(無線) fax	
	西土木事務所	(代表)	—			
市 関係	横浜市役所	(代表)	—			
	総務局	危機管理室	緊急対策課長 担当係長		IP電話(無線) fax	
	都市整備局	都市交通課 都心再生推進課				
	環境創造局 神奈川水再生センター					第1ポンプ場等
	道路局道路部	施設課				地下広場
県 関係	神奈川県庁	(代表)	—			
	横浜川崎治水事務所	(代表)	管理課			
	県土整備局	都市整備課				
	安全防災局	災害対策課				
気象	横浜地方気象台	(代表)	—			
国 関係	横浜国道事務所					
	首都高速道路公団	神奈川管理局				
ライ フ ラ イ ン	NTT	問い合わせ 東日本神奈川				
	東京電力	サービスセンター 横浜支社				
	東京ガス	ガス漏れ専用 支社				
	横浜市水道局					
医 療 機 関	けいゆう病院	(代表)	—			
	市民病院	(代表)	—			
	桜木町夜間急病センター	(代表)	—			
	市大センター病院	(代表)	—			
横 浜 駅 東 口 共 同 防 火 防 災 管 理 協 議 会	新都市ビル (そごう横浜店)	防災センター 安全管理担当 自衛消防隊長	警備員等 〃 総務部長			アイング㈱
	スカイビル	防災センター 統括防火管理 自衛消防隊長	警備員等 事業部長 〃			
	ルミネ横浜店	防災センター 統括防火管理 自衛消防隊長	警備員等 総務部長 調査役			
	崎陽軒	防災センター 統括防火管理 自衛消防隊長	警備員等 宴会部長 専務取締役			
	横浜米油 (熊沢ビル)	防災センター 統括防火管理 自衛消防隊長	警備員等 支配人 〃			
	JR 東日本横浜駅	防災センター 統括防火管理 自衛消防隊長	警備員等 副駅長 〃			
	京急サービス横浜支店	(代表)				

別添 7
横浜新都市ビル避難経路図（1F）

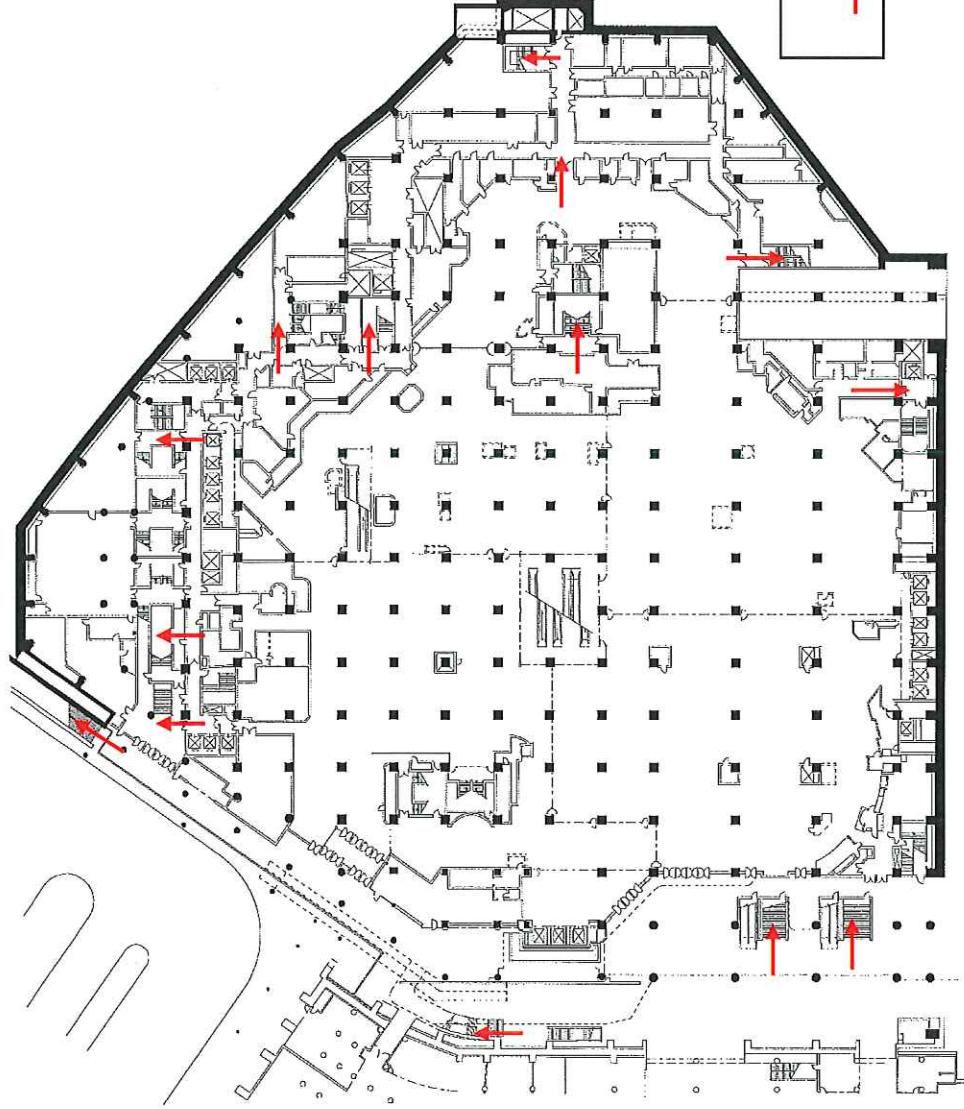


横浜新都市ビル避難経路図 (B1)

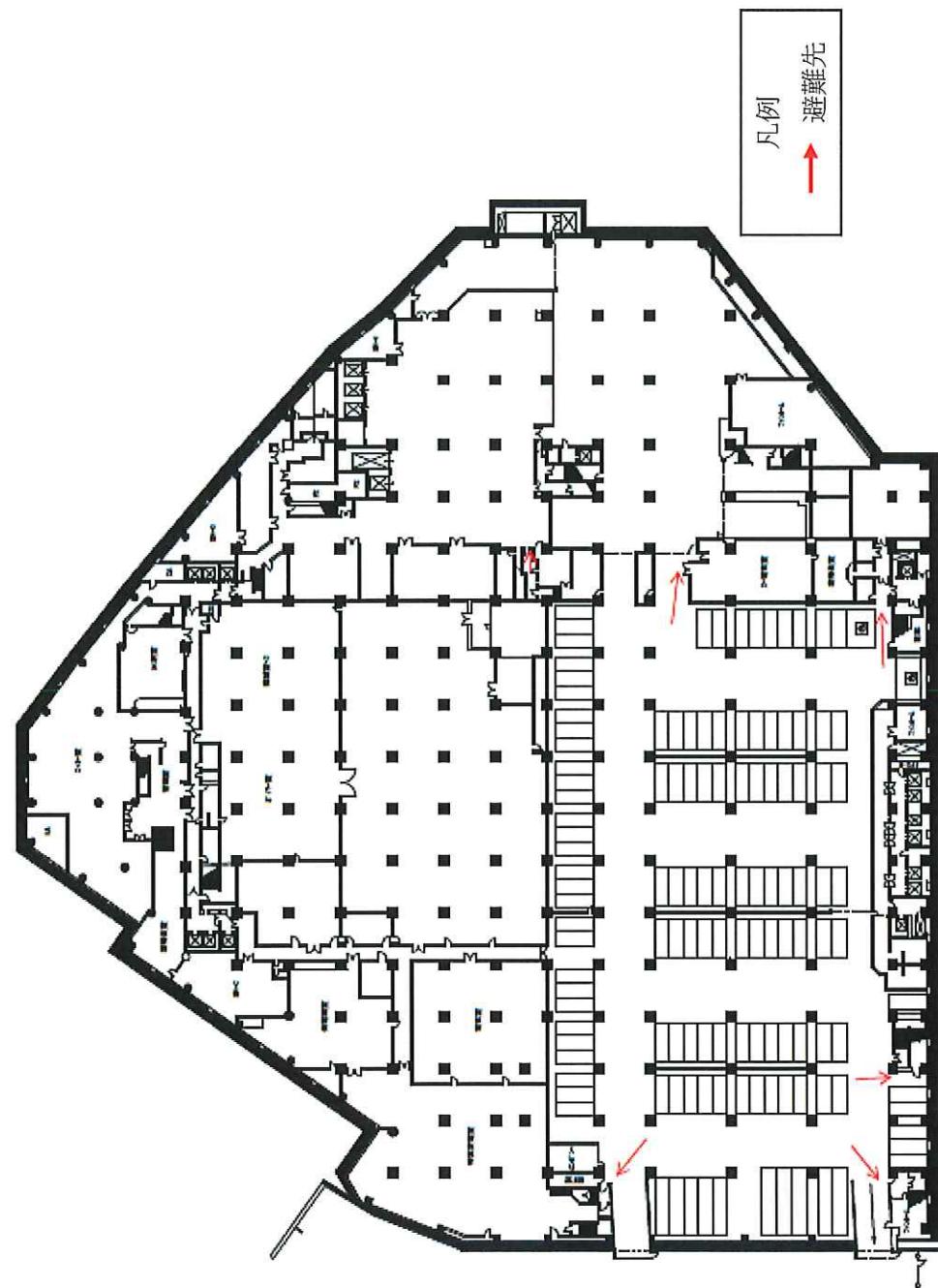


横浜新都市ビル避難経路図 (B 2)

別添 7-3



別添 7-4
横浜新都市ビル避難経路図 (B3)



広 報 文 例

◆気象情報等を入手した際の館内の非常放送文例 ※必ず2回以上繰り返して放送する。

1 気象情報（〇〇注意報）の発表（気象業務法第15条②）

- ・こちらは、横浜新都市ビル防災センターです。只今、(①横浜地方気象台、②報道ニュース)により、気象に関する（大雨・洪水）注意報の発表がありました。今後の気象情報にご注意ください。

2 気象情報（〇〇警報）の発表（気象業務法第15条②）

- ・こちらは、横浜新都市ビル防災センターです。只今、(①横浜地方気象台、②報道ニュース)により、気象に関する（大雨・洪水）警報の発表がありました。今後の気象情報にご注意ください。

3 水位情報（避難判断水位）の発表（水防法第13条）

- ・こちらは、横浜新都市ビル防災センターです。帷子川水系に水位情報、「避難判断水位」が発表されました。今後、さらに水位が高まると堤防から水が溢れ出す危険があります。お客様は、気象情報に注意し、早めに用事を済ませて退出されるようお願いします。

4 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令（災害対策基本法第56条）

- ・こちらは、横浜新都市ビル防災センターです。降雨が激しくなり、横浜市から帷子川が氾濫する水位に近づいていることで地下街等に「避難準備、高齢者等避難開始」の情報が伝達されました。高齢の方、障がいのある方、小さい子どもさんをお連れの方などは、早めに地階から退避するようにしてください。気象情報に注意し、避難の準備行動を始めてください。

5 水位情報（氾濫危険水位）の発表（水防法第13条）

- ・こちらは、横浜新都市ビル防災センターです。帷子川に水位情報、「氾濫危険水位」が発表されました。河川が氾濫し浸水のおそれがありますので、地階から至急退避してください。お近くの高いところなどの安全な場所へ一時避難してください。

6 「避難勧告」の発令（災害対策基本法第60条）

- ・こちらは、横浜新都市ビル防災センターです。只今、(①横浜市長、②西区長)より、避難勧告の発令がありました。館内に浸水のおそれがありますのでお客様は、速やかに地階からの退出（避難）をお願いします。

7 「避難指示（緊急）」の発令（災害対策基本法第60条）

- ・緊急放送、緊急放送、こちらは、横浜新都市ビル防災センターです。只今、(①横浜市長、②西区長)より、避難指示（緊急）の発令がありました。浸水のおそれがありますので館内のお客様は、至急地階からの退出（避難）をお願いします。

8 河川溢水の場合 ※横浜駅東口側

- ・緊急放送、緊急放送、こちらは、横浜新都市ビル防災センターです。帷子川の堤防から水が溢れ出しました。現在、周辺の道路は浸水し通行ができない状況です。地下街や建物地階などへの浸水も予想されるので、近くの高いところなどの安全な場所へ一時避難してください。

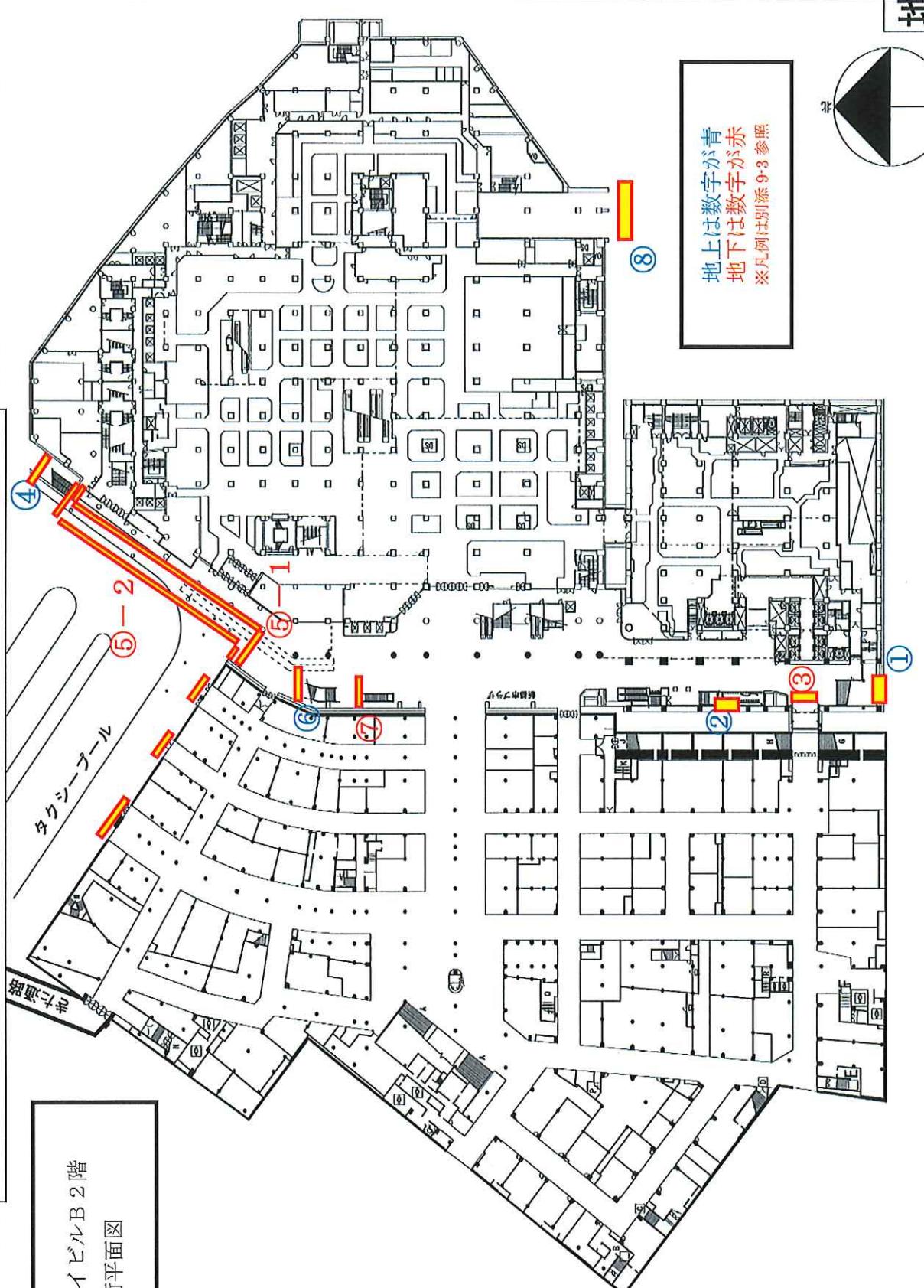
9 館内に浸水してきた場合

- ・緊急放送、緊急放送、こちらは、横浜新都市ビル防災センターです。館内に浸水が始まりました。お客様は従業員の指示に従って、至急、避難を開始してください。

横浜新都市ビル・スカイビル浸水防止用資機材配置図

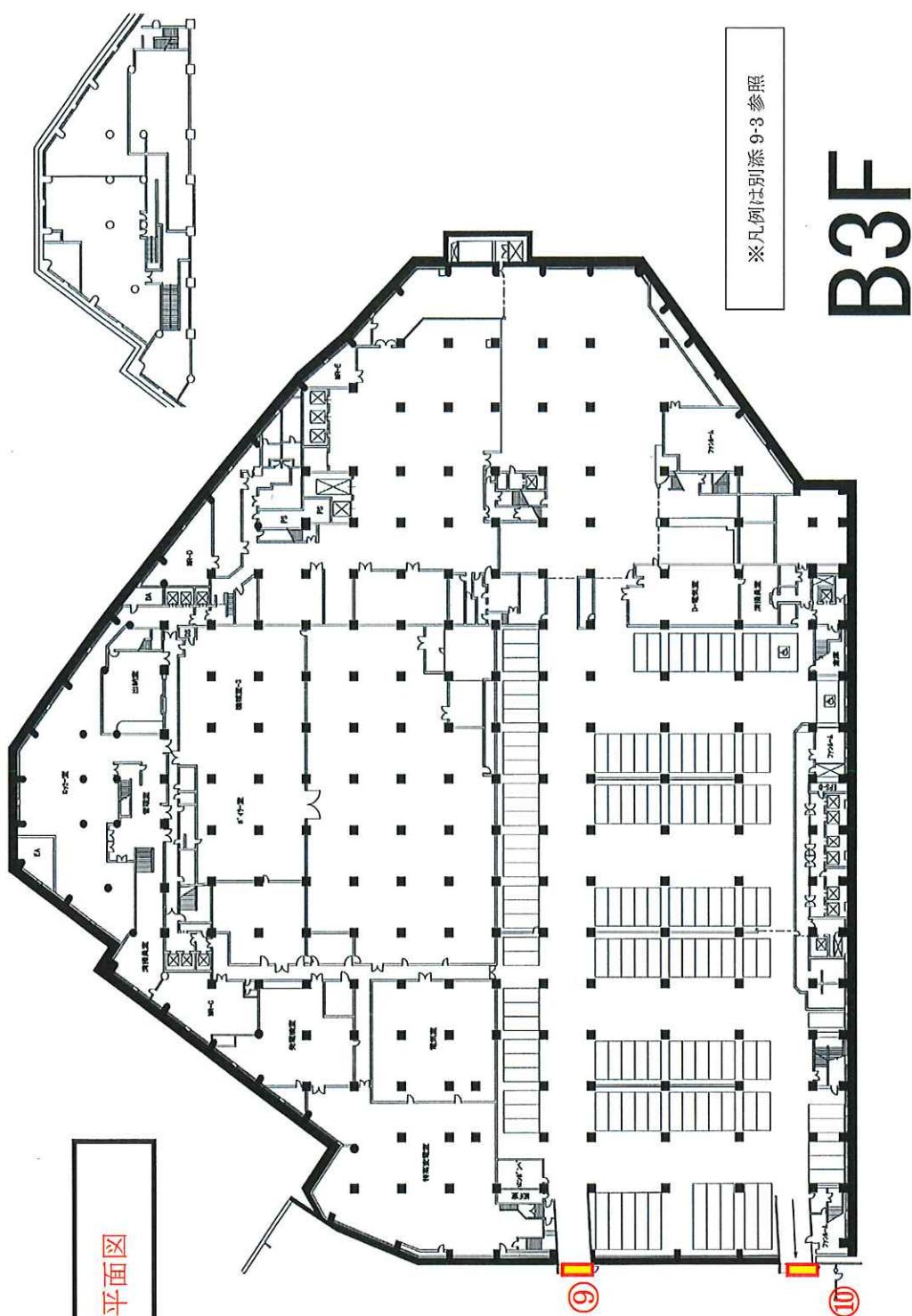
別添 9

新都市ビル・スカイビルB 2階
ポルタ地下街平面図



横浜新都市ビルB 3階浸水防止機材配置図

新都市ビルB 3階平面図



止水設備一覧表

別添 9-3

施設	番号	名 称	止水設備	設置レベル	備 考
ス カ イ ビ ル	1	MM方面地上階段	防潮板	地上	
	2	国道1号歩道橋方面地上階段	防潮板	地上	
	3	ポルタ側出入口接続部分	防潮板	地下	
新 都 市 ビ ル	4	ポートサイド方面階段	ウォーターゲート(35cm)	地上	
	5-1	タクシープラザ接続部分	防潮板(60cm)	地下	
	5-2	タクシープラザ接続部分	ウォーターゲート(50cm)	地下	※短時間、少人数で対応の場合はウォーターゲートを先に設置
	6	シースルーE V前地上接続部分	ウォーターゲート(35cm)	地上	
	7	シースルーE V前地下接続地下	ウォーターゲート(35cm)	地下	
	8	地下駐車場新都市ビル側出入口	ウォーターゲート(50cm)	地上	
	9	地下駐車場ポルタ接続部分入口	ウォーターゲート(35cm)	地下	
	10	地下駐車場ポルタ接続部分出口	ウォーターゲート(35cm)	地下	
	1	J 階段	止水シート(60cm)	地上	
ポ ル タ タ 部 分	2	H 階段	止水シート(60cm)	地上	
	3	G 階段	止水シート(60cm)	地上	
	4	F 階段	止水シート(60cm)	地上	
	5	E 階段	止水シート(60cm)	地上	
	6	D 階段	止水シート(60cm)	地上	
	7	Q 階段	止水シート(60cm)	地上	
	8	C 階段	止水シート(60cm)	地上	
	9	B 階段	止水シート(60cm)	地上	
	10	N 階段	止水シート(60cm)	地上	
	11	A 階段(横浜駅中央通路接続)	ウォーターゲート(35cm)	地下	
	12	エレベータ地上部入口	ウォーターゲート(35cm)	地上	
	13	3 階段(東口駅前広場【L U S H横】)	ウォーターゲート(35cm)	地上	
	14	6 階段(東口駅前交番横)	ウォーターゲート(35cm)	地上	
	15	きた通路接続部出入口	ウォーターゲート(35cm)	地下	
	16	a u ショップ横(自動扉)	止水板(70cm)	地下	
	17	a u ショップ横(手動扉)	止水板(70cm)	地下	
	18	チュチュアンナ横扉	止水板(70cm)	地下	
	19	ビック・ママ横扉(手動扉)	止水板(70cm)	地下	
	20	ビック・ママ横扉(自動扉)	止水板(70cm)	地下	
	21	まぐろ善横出入口	ウォーターゲート(35cm)	地下	
	22	J I N S横出入口	ウォーターゲート(35cm)	地下	
	23	中央通路接続部	ウォーターゲート(35cm)	地下	
	24	J マーケット横出入口	ウォーターゲート(35cm)	地下	
	25	地下駐車場ポルタ側出入口	ウォーターゲート(50cm)	地上	